

別 表

	導入支援	運営支援	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に要する階段昇降機導入に係る費用（保守点検費用及び送料を含む。） 補助対象となる階段昇降機に使用する予備バッテリーに係る費用 	当該年度に要する階段昇降機に係る操作講習の受講費	当該年度に要する修繕費及び性能維持に必要な交換部品に係る費用
	ただし、以下の経費を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 交付決定日より前に支出された経費 当該補助金の他に、国、地方公共団体等から財政的支援を受ける経費及び、他の事業の用に供した経費 		
補助基準額	555,000 円／台 （1 台まで／1 事業所） ※ 補助事業を中止又は廃止した場合 <ul style="list-style-type: none"> リース費用（割賦販売契約に基づく割賦払いによる購入費用を含む。） 補助事業を開始した日又は当該年度の4月1日のいずれか遅い日から補助事業を中止又は廃止した前日までの期間を交付対象期間とし、当該年度の4月1日又は補助事業を開始した日のいずれか遅い日から当該年度3月31日又は補助事業を開始した日から契約期間を満了する日までのいずれか早い日までの期間から当該交付対象期間を除いた日数分の補助額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を補助予定額から控除した額 購入費用 補助事業を開始した日から補助事業を中止又は廃止した前日までの期間を交付対象とし、補助事業を開始した日からの4年間から当該交付対象期間を除いた日数分の補助相当額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を補助予定額から控除した額 	14,000 円／人 （2 人まで／1 事業所）	250,000 円／台 （1 台まで／1 事業所）
補助要件	補助対象経費がリース費用（割賦販売契約に基づく割賦払いによる購入費用を含む。）の場合は、再リース契約（リース契約に基づく階段昇降機の契約期間の満了後に引き続き階段昇降機を借り受けるリース契約をいう。）を除き、契約期間は原則4年（4年とすることが困難な場合は5年以上7年以内）とする。	導入支援の対象となった階段昇降機に係る経費に限る。	
補助額	補助対象経費の実支出額（補助対象経費から当該経費に充当した補助金及びその他の収入を控除した額をいう。）の合計と補助基準額とを比較して、いずれか低い額の10分の10		